諮問番号：平成３０年度諮問第１１号

答申番号：平成３０年度答申第１２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年７月２６日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求書における主張の要旨

　　　処分庁が７月１４日付１６０，７７０円から７月２６日付５８，８７０円（家賃５４，０００円含む）に変更したことや処分庁が一時保護により生活扶助を削除する旨を通知したことは、違法であり不当である。

　　　本件処分の取り消しを求める。

（２）平成２９年１２月１４日に審理員が受領した反論書の要旨

母子家庭で生活保護を受けて生活を送っているが、私は、○○○○○○○○○○○○するために入院し、私の子供は、平成２８年６月に○○子ども家庭センター（以下「Ａセンター」という。）に一時保護をしている。

退院後は、○○○福祉事務所（以下「Ｂ所」という。）の人権を逸脱した行為等が多々見受けられた。

２回目の避難のための入院等は、泣く泣くした。

私の入院は、平成２９年７月１８日から９月２７日まで、子供は７月１８日から１１月６日までの一時保護扱いである。

Ｂ所のケースワーカーには、苦しむ言動や行動が多々見受けられる。

３年前に○○○に移り住んでから生活保護受給については、母子加算や児童養育加算などの加算が何らされていない。

退院をしても、Ｂ所の逸脱した行為等、多々見受けられる。

私宅までつきまとわれる行為、子供は○○○であるが、まともに、学校に通えない環境である。

○○○役所等で解決できるはずであるが、母子扶養手当ての更新の手続き等に関して、色々と理解しがたいことがある。

２回目の○○○○○○入院より退院してから、色々な加算等について福祉事務所に訴えても、加算されていると言われ続けていることや、２回目の避難のための入院で、私が身体障害になっている現状等から、異議申し立てをする。

（３）平成３０年１０月１日に審査会が受領した主張書面の要旨

　　　頭でまとめられないので、読み取っていただきたい。

　　　私の、審査請求人の○○（以下「○○」という。）が児童養護施設に入所せざるを得ない状況に強いられたため、私は苦渋の決断で平成３０年７月に○○を入所させた。

　　　私一人の平成３０年８月分と９月分の生活保護費は、８６，７３５円であるが、あまりにひどい金額である。

（４）平成３０年１０月２２日に審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人等の主張の概要

　　　論点がずれた陳述かもしれないが、思いをくみ取っていただきたい。

私達母子家庭が、Ｂ所等から非人道的な生活保護費の支給額を受けていることや、考えられない対応をされ続けたことは許せない。

○○○○○○○○○○○○するため、子供は一時保護となり、私は入院　をすることとなり、母子ともに困っていたが、何もしてくれなかった。また、退所、退院をしても引っ越しを３年前に認めてくれなかったし、何の対応もしてくれなかった。きちんとした対応と生活保護費を支給してくれていれば、家族が離れ離れになる入院等を繰り返すこともなく、子供は健全な生活を送ることができ、私も身体障害を負わなくて済んだ。光熱費等々も止まることはなかった。

４年前に○○○に移り住んだ時から生活保護受給者なのに水道代には下水道使用料が付いていた。

私は身体には数々の障害があるが、かかりつけの整形外科等に行っても　訳の分らない診断等で終わらせ、身体障害を認めてくれない。

生活保護費が非人道的な支給額のため、再度、○○○○○○○○○○○○するための入院を考えているが、二人の子供たちのことを考えるとできない。

１０月１７日にＡセンターから「○が１１月９日から現在の私の家に行きたい、ママに会いたいし、外泊したい。」との内容で連絡があった。

支給額は基準額からかなり少ない上に、現在の住宅の○○○○○○○○○○どうしていいか困っている。

そもそもＢ所が様々なことに対して、きちんと対応していれば、私達は親子で暮らせていたし、二人の子供に変な負担を与えることもなく、私も身体障害にならずに済んだ。到底許すことができない。

２　処分庁回答書の要旨

 （１）審査請求人の入院から退院までのライフラインに係る処分庁の把握状況

平成２９年７月１９日に処分庁は、相談支援事業所担当者より審査請求人がＣ病院に入院となったこと、また、審査請求人宅のガス及び電気が止まり、所持金が７００円であるとの報告を受けた。

平成２９年７月２０日に審査請求人より、ガスが６月２３日に止まり、電気が７月１８日に止まったとの報告を受けた。光熱水費滞納の理由は、○○との外食費が嵩んだなど金銭管理の問題、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○光熱水費が膨らむとの説明であった。

平成２９年８月１日に滞納中の光熱水費の支払い状況を確認した。電気、ガスについて、滞納金の分割支払いを交渉したが応じてもらえなかったとのことであった。審査請求人からはライフラインの再開について、入院中の支払いは難しいため、光熱水費は退院が決まってから支払うとのことであった。

平成２９年９月１９日に処分庁はＣ病院でのケースカンファレンスに出席し、審査請求人が光熱水費を支払う気持ちになっていない事について審査請求人より報告を受けた。

平成２９年９月２６日、Ｃ病院相談室より、審査請求人から審査請求人宅の水道と電気の再開ができたとの報告があり、平成２９年９月２７日付けで退院予定との報告を電話で受けた。

平成２９年１０月６日処分庁は訪問看護ステーションＤへ架電し、１０月３日に関西電力に滞納金を支払い電気が再開したと審査請求人より確認しているとの報告を受けた。

（２）本件処分時における居宅基準生活費への変更及び一時保護の解除に係る処分庁の方針

　　　居宅基準生活費への変更については、審査請求人がＣ病院から退院し居宅に戻ることを確認した上で、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２の（１）のイにより変更決定を行うこととしていた。（後記第５の１の（９））

また、○○の一時保護の解除について、処分庁には権限がなく方針はないが、Ａセンターからの聴取により、審査請求人が退院し居宅生活に戻ること、全てのライフラインが再開され審査請求人が安定した居宅生活を送っていることの確認が必要であることは認識していた。

３　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）入院中の生活保護費について

処分庁は、審査請求人の入院期間が１か月を超えることが見込まれたため、平成２９年８月１日付けで、一般生活費の認定を居宅基準生活費から入院患者の基準生活費へ変更したものである。

生活扶助費の認定額は、入院患者日用品費２２,６８０円に母子加算１８,９９０円と児童養育加算１０，０００円を加えた５１，６７０円であり、住宅扶助費５０，０００円と教育扶助費（基準額５，０４０円＋学習支援費４，４５０円）との合計１１１，１６０円が８月の最低生活費の認定額となり、児童扶養手当４２，２９０円と児童手当１０，０００円を収入充当した５８，８７０円を支給額とした処分庁の決定に誤りは認められない。

（２）○○の基準生活費の停止について

　　　審査請求人の○○が審査請求人の入院を契機として児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条による一時保護が行われたため、処分庁は、一時保護期間中の○○の最低生活費を満たすだけの処遇は児童福祉法により賄われることから、審査請求人が入院している間、○○の基準生活費の算定は不要と判断したものである。

（３）まとめ

　　　以上のとおり、処分庁が、審査請求人の入院に伴い、一般生活費の認定を変更し、○○の基準生活費の算定を停止した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

　　　他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　平成３０年　８月２７日　　諮問書の受領

平成３０年　８月３０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月１９日

口頭意見陳述申立期限：９月１９日

平成３０年　９月１０日　　第１回審議

平成３０年　９月１８日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：平　成３０年９月２７日付け○○○第０００６６３号）

　平成３０年　９月１９日　　口頭意見陳述申立書の受領

平成３０年１０月　１日　　第２回審議、審査請求人の主張書面の受領

　平成３０年１０月２２日　　審査請求人の口頭意見陳述実施、第３回審議

平成３０年１１月１２日　　第４回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、「保護の補足性」について規定しており、第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第１項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定め、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

（３）法第９条は、「必要即応の原則」について規定しており、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と定めている。

（４）法第１２条は、「生活扶助」について規定しており、前文において、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる」と定め、第１号において、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」と定めている。

（５）生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）別表第１第２章の６は、「３歳以上（中略）の児童であつて中学校終了前のもの（中略）（第１子及び第２子）の児童養育加算（月額）を１０，０００円」と定めている。

（６）保護基準別表第１第２章の８の（１）は、「母子加算の加算額（月額）における入院患者の児童１人の額を１８，９９０円、在宅者（１級地）の児童１人の額を２２，７９０円」と定めている。

（７）保護基準別表第１の第３章の１の（１）は、「入院患者日用品費の基準額（月額）を２２，６８０円以内」と定めている。同（２）は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。」と定め、アにおいて、「病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）に１箇月以上入院する者」と定めている。

（８）保護基準別表第２は、「教育扶助基準の○○○に係る基準額（月額）を４，２９０円、学習支援費（月額）を４，４５０円」と定めている。

（９）局長通知第７の２の（１）のイは、「同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の中途で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第１第１章の３に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。」と定めている。

（１０）局長通知第７の２の（３）のアは、「病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。（後略）」と定めている。

（１１）局長通知第７の２の（３）のエは、「保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとすること。」と定めている。

（１２）局長通知第７の３の（２）は、「教育費」として「学級費等・○○○等の月額を７５０円以内」と定めている。

（１３）児童福祉法第３３条第１項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第２６条第１項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と定めている。

（１４）児童福祉法第５０条第１項は、前文において、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」と定め、第８号において、「一時保護に要する費用」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２６年７月２５日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２９年７月１８日付けで、処分庁は、Ｃ病院からの連絡により同日付で審査請求人が同病院へ入院となったことを確認した。

（３）平成２９年７月１９日付けで、処分庁は、Ａセンターに連絡を行い、審査請求人の子（○○）が同日付で児童福祉法第３３条により一時保護されたことを確認した。また、同日、処分庁は、Ｃ病院に審査請求人の入院見込期間について問合せを行い、６か月間の見込みであることを確認し、同月２８日にＣ病院より返送された医療要否意見書においても、同様の入院見込期間であることを確認した。

（４）平成２９年７月２６日付けで、処分庁は審査請求人に対し、同年８月１日より、審査請求人の入院に伴い、審査請求人の生活扶助費を入院患者日用品費で計上するとともに母子加算額を入院患者の基準額で計上し、○○の一時保護に伴い、○○の生活扶助費の計上を停止する本件処分を行った。

（５）平成２９年９月４日、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、第２の１のとおり、平成２９年８月１日付けで一般生活費の認定を居宅基準生活費から入院患者の基準生活費へ変更し、生活保護費を５８,８７０円とした本件処分は、違法であり、不当であるため、その取消しを主張する。

（２）本件についてみると、処分庁は、生活保護費の算定方法について、Ｃ病院から審査請求人がＣ病院に入院になった旨の連絡を受けて、Ｃ病院への入院見込み期間が６か月である旨を事前の電話確認及び○○○○○○○○○○○による書面確認を行った上で、審査請求人がＣ病院に入院した日（平成２９年７月１８日）の属する月の翌月の８月から、審査請求人の生活扶助費１２０，７８０円を前記第５の１の（７）のとおり入院患者日用品費２２,６８０円（ａ）で計上し、これに伴い、前記第５の１の（６）のとおり母子加算額を在宅者の基準額２２，７９０円から入院患者の基準額１８,９９０円（ｂ）へ計上変更したことが認められる。

また、審査請求人の入院をきっかけとして、○○が児童福祉法に基づき　一時保護所へ入所となり（第５の１の（１３））、○○の生活に要する費用は、同法に基づき支弁されることとなったことから（第５の１の（１４））、審査請求人の入院した日の属する月の翌月の８月から○○の生活扶助費を停止し、前記第５の１の（５）のとおり児童養育加算１０，０００円（ｃ）、住宅扶助費５０，０００円（ｄ）、前記第５の１の（８）のとおり教育扶助費（基準額）４，２９０円（ｅ）、前記第５の１の（８）のとおり教育費（学習支援費）４，４５０円（ｆ）、前記第５の１の（１２）のとおり教育扶助費（学級費等・○○○等）７５０円（ｇ）を計上し、最低生活費は、（ａ）から（ｇ）までを合計した１１１，１６０円（ｈ）を８月分の最低生活費として算定したことが認められる。

審査請求人には、児童扶養手当４２，２９０円と児童手当１０，０００円が支給されていることから、これらを合算した５２，２９０円（ⅰ）を収入認定額とし、生活保護費支給額は、最低生活費１１１，１６０円（ｈ）から収入認定額５２，２９０円（ⅰ）を減じた５８,８７０円と算定したことが認められる。

（３）以上のとおり、生活保護費支給額の算定については、誤りが認められず、前記第５の１の法令等の規定に照らしても、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却すべきである。

**第６　付言**

本件処分は、審査請求人の入院及び児童福祉法に基づく○○の一時保護が行われたことに伴う生活扶助費や母子加算の変更であるが、制度を熟知していない者にとっては、本件処分に係る「保護決定通知書」は、俄かに内容を理解することが難しい場合があることも考えられ、処分庁は、生活保護費の変更にあたっては、必要に応じて審査請求人に丁寧に説明することが求められる。

また、記録票から処分庁は居宅に戻るためには、ライフラインの復活が必要との認識を持っていたことが確認できるが、ライフラインの再開の手続きに係る手配は、病院が行っている。更に、ライフラインの再開の状況についても、病院や訪問看護ステーションからの報告で知り得る状態となっている。

このような状況を踏まえ、処分庁は、審査請求人世帯の状況を正確に把握した上で必要な助言をする等、より積極的な支援を行うことが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子